

鳥取市自主防災会助成要綱

第1条 この要綱は、自主防災会の設置及びその活動に対し、助成することに関し定め、もって地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

第2条 この要綱において『自主防災会』とは、鳥取市自主防災会連合会の構成メンバーをいう。

第3条 助成は、予算の範囲内において、次のとおり交付する。

(1) 結成時助成

自主防災会の結成に対し、単位自主防災会当たり定額1万円と加入1世帯につき100円を乗じた額の合計額を助成する。

(2) 器具助成

ア 自主防災会の結成に対し、単位自主防災会当たり防災器具一式を助成する。(例：スタンドパイプ一式・ホース2本・消火栓器具格納庫(ホース格納箱))

イ 消火器購入助成

自主防災会の消火器を購入した場合は1本当たり3千円の助成をする。

また、個人が所有する消火器を火災の際の消火活動に使用した場合は、その消火器の薬剤の充填にかかった費用を助成する。

ウ 初期消火器具整備助成

自主防災会が維持管理している初期消火器具(ホース格納箱、消火栓用ホースやスタンドパイプなど)を更新又は新規購入した場合、経費の2分の1(千円未満切り捨て)を助成する。

なお、助成金額は3万円を上限とし、同一の自主防災会につき申請は年1回とする。

(3) 活動助成

防災訓練等を年間2回以上実施した自主防災会に活動費として、2万円を限度として助成する。

(4) 地区防災講習会助成(年3回までとする)

自主防災会長の資質向上を目的として研修会を開催した地区自主防災会連絡協議会に1回につき1万円を助成する。

(5) 地区防災訓練助成(年1回とする)

地区内の住民を対象として、初期消火訓練、避難誘導訓練などの実働を伴う訓練を実施するために必要な経費の10分の10(千円未満の端数切り捨て)を地区自主防災会連絡協議会に助成する。ただし、助成金額は基準額10万円と訓練参加者数に応じた次の表に掲げる金額の合計額、又は訓練に要した経費(防災資機材等の整備に要する経費を含む。)のいずれか少ない方とする。なお、助成金額は15万円を上限とする。

参加人数	金額
15人以上 29人まで	20,000
30人以上 59人まで	30,000
60人以上 89人まで	40,000
90人以上	50,000

(6) 小型ポンプ修繕費助成

自主防災会が維持管理する消防用小型ポンプの故障又は、毀損に伴う修繕に対し、修繕費が1万円以上要した場合にその経費の2分の1(千円未満の端数切り捨て)を助成する。ただし、助成金額は5万円を上限とする。

(7) 小型ポンプ更新・新規購入助成

自主防災会が維持管理する消防用小型ポンプの更新又は新規購入に対し、必要経費の4分の3(千円未満の端数切り捨て)を助成する。ただし、助成金額は150万円を上限とし、同一の自主防災会に1回とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年5月21日から施行する
- 2 第3条第1号に規定する結成時助成は、鳥取市自主防災会連合会設立の際、旧鳥取市防火協会の会員であった会員については交付しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和7年5月28日から施行する。